

三宅島火山防災協議会規約（改正案）新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">三宅島火山防災協議会規約</p> <p>第1条 （現行のとおり）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議等を行う。            (1) 警戒避難体制の整備に関する事。            (2) 避難施設の整備等に関する事。            (3) 防災訓練の実施に関する事。            (4) 避難勧告・指示、警戒区域の設定等に関する検討及び三宅村への助言に関する事。            (5) 法第5条第2項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関する事。            (6) 法第6条第3項の規定に基づく三宅村防災会議からの意見聴取に関する事。            (7) その他必要と認められる事。</p> <p>第3条から第8条 （現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成28年4月22日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成29年5月12日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成30年5月8日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、令和元年5月24日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">三宅島火山防災協議会規約</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議等を行う。            (1) 警戒避難体制の整備に関する事。            (2) 避難施設の整備等に関する事。            (3) 防災訓練の実施に関する事。            (4) <b>避難指示</b>、警戒区域の設定等に関する検討及び三宅村への助言に関する事。            (5) 法第5条第2項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関する事。            (6) 法第6条第3項の規定に基づく三宅村防災会議からの意見聴取に関する事。            (7) その他必要と認められる事。</p> <p>第3条から第8条 （略）</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成28年4月22日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成29年5月12日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、平成30年5月8日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則 この規約は、令和元年5月24日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p>

現行		改正案	
<p>この規約は、令和2年10月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和3年6月29日から施行する。</p>		<p>この規約は、令和2年10月23日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和3年6月29日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和4年 月 日から施行する。</p>	
別表1（第3条関係）		別表1（第3条関係）	
区分※	職名（氏名）	区分※	職名（氏名）
第1号から第6号	（現行のとおり）	第1号から第6号	（略）
第7号	東京農工大学名誉教授 石川 芳治	第7号	東京農工大学名誉教授 石川 芳治
	防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明		防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明
	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 研究部門長 伊藤 順一		国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 研究部門長 伊藤 順一
	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 主任研究員 川邊 禎久		国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 主任研究員 川邊 禎久
	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 南海トラフ海底地震津 波観測網整備推進本部（兼）火山防災研究部門 調査役 棚田 俊收		国立研究開発法人 防災科学技術研究所 南海トラフ海底地震津 波観測網整備推進本部（兼）火山防災研究部門 調査役 棚田 俊收
	東京都立大学 都市環境学部 地理環境学科 教授 火山災害研究センター長 鈴木 毅彦		東京都立大学 都市環境学部 地理環境学科 教授 島嶼火山・都市災害研究センター長 鈴木 毅彦

現行		改正案		
第8号	東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 藤井 敏嗣	東京大学地震研究所附属 火山噴火予知研究センター 准教授 市原 美恵	早稲田大学 教育・総合科学学術院 地球科学専修 准教授 鈴木 由希	
	東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 渡辺 秀文			
	東京都防災専門員（主任） 宇平 幸一			東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 藤井 敏嗣
	東京都副知事			東京都防災顧問（火山）（東京大学名誉教授） 渡辺 秀文
	東京都教育委員会教育長	東京都防災専門員（主任） 宇平 幸一	東京都防災専門員 萩原 弘子	
	東京都総務局長	第8号	東京都副知事	
	東京都危機管理監		東京都教育委員会教育長	
	東京都環境局長		東京都総務局長	
	東京都福祉保健局長		東京都危機管理監	
	東京都産業労働局長		東京都環境局長	
	東京都建設局長		東京都福祉保健局長	
	東京都港湾局長		東京都産業労働局長	
	東京都交通局長		東京都建設局長	
	東京消防庁消防総監		東京都港湾局長	
	関東地方測量部長		東京都交通局長	
	第三管区海上保安本部長		東京消防庁消防総監	
	関東地方環境事務所長		関東地方測量部長	
	海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部長		第三管区海上保安本部長	
	航空自衛隊作戦システム運用隊司令		関東地方環境事務所長	
	一般社団法人三宅島観光協会会長		海上自衛隊横須賀地方総監部防衛部長	
東海汽船株式会社執行役員管理本部長	航空自衛隊作戦システム運用隊司令			
一般社団法人東京バス協会会長	一般社団法人三宅島観光協会会長			
	東海汽船株式会社取締役管理本部長兼総務部長			
	一般社団法人東京バス協会会長			

※ 活動火山対策特別措置法第4条第2項中該当する号

別表2（第4条関係）

区分	職名（氏名）
----	--------

現行		改正案	
東京都	(現行のとおり)	※ 活動火山対策特別措置法第4条第2項中該当する号	
三宅村	(現行のとおり)		
国	(現行のとおり)		
火山専門家	東京農工大学名誉教授 石川 芳治	別表2 (第4条関係)	
	防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明	区分	職名(氏名)
	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 研究部門長 伊藤 順一	東京都	(略)
火山専門家	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 主任研究員 川邊 禎久	三宅村	(略)
	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 南海トラフ海底地震津 波観測網整備推進本部(兼)火山防災研究部門 調査役 棚田 俊收	国	(略)
	東京都立大学 都市環境学部 地理環境学科 教授 火山災害研究センター長 鈴木 毅彦	火山専門家	東京農工大学名誉教授 石川 芳治
	東京都防災顧問(火山)(東京大学名誉教授) 藤井 敏嗣		防災情報機構特定非営利活動法人会長 伊藤 和明
	東京都防災顧問(火山)(東京大学名誉教授) 渡辺 秀文		国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 研究部門長 伊藤 順一
	東京都防災専門員(主任) 宇平 幸一		国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター 活断層・火山研究部門 主任研究員 川邊 禎久
	その他	一般社団法人三宅島観光協会事務局長	
	東海汽船株式会社総務部門 総務グループ長		東京都立大学 都市環境学部 地理環境学科 教授 島嶼火山・都市災害研究センター長 鈴木 毅彦
	一般社団法人東京バス協会常務理事		東京大学地震研究所附属 火山噴火予知研究センター 准教授 市原 美恵
			早稲田大学 教育・総合科学学術院 地球科学専修 准教授 鈴 木 由希
			東京都防災顧問(火山)(東京大学名誉教授) 藤井 敏嗣
			東京都防災顧問(火山)(東京大学名誉教授) 渡辺 秀文
			東京都防災専門員(主任) 宇平 幸一
			東京都防災専門員 萩原 弘子
		その他	一般社団法人三宅島観光協会事務局長

現行

改正案

東海汽船株式会社総務部門副部長

一般社団法人東京バス協会常務理事